

## 科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）研究成果報告書

平成 25 年 6 月 5 日現在

機関番号：34305

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2011～2012

課題番号：23730042

研究課題名（和文） 国際人権条約における一般的救済確保義務の研究

研究課題名（英文） Research of the State Obligation to Secure General Remedies in International Human Rights Treaties

## 研究代表者

前田 直子 (MAEDA NAOKO)

京都女子大学・法学部法学科・講師

研究者番号：80353514

## 研究成果の概要（和文）：

欧州人権条約制度では、条約締約国は、人権裁判所判決により指示された一般的救済の国内的履行に努めている。しかしそれは、締約国が一般的救済を国家責任法からの帰結として位置づけているとは言い難く、人権裁判所および欧州評議会閣僚委員会による判決履行監視の強化によるものである。国連人権諸条約下での一般的救済については、人権条約体の勧告に対する締約国の対応にはかなりの温度差がある。したがって、国家の一般的救済確保は、何らかの共通の法的根拠を伴うものというよりは、判決（決定）の法的拘束力の有無、そしてその履行を強制化する機関の存在にあると考察した。

## 研究成果の概要（英文）：

In the European Convention on Human Rights (ECHR) system, the High Contracting Parties have made efforts to implement the judgments by the European Court of Human Rights (ECtHR) in order to secure general measures of remedies for the sake of victims. It seems, however, that the States Obligation to secure such general remedies has not been based on any decisive legal grounds. This research concludes, for the present, the obligation has been developed with the binding of judgments and the existence of supervising functions on implementation of them (e.g., the Committee of Minister of the Council of Europe and the ECtHR), rather than with the principles and norms of state responsibility.

## 交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
交付決定額	1,300,000	390,000	1,690,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・国際法学

キーワード：国際人権法、国際人権条約、国家義務

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 近年、人権条約実施機関が、事件の当事国に対して、人権侵害被害者に対する個別的救済措置のほかに、事件の遠因となった国内法の条約違反を認定し、その改正を将来的な再発防止と位置付けて、一般的救済措置として要請するケースが急増している事実が把握されている。判決履行監視の手続を大幅に強化した欧州人権条約に至っては、欧州人権裁判所判決の国内的実施状況に関して、個別的救済措置よりも一般的救済措置の実施状況を優先的に審査するという手続規則を定めており、一般的救済措置をとる「義務」が、条約締約国に強く課せられていると考えることができる。しかしながら、個別的救済措置はともかく、一般的救済措置を確保する義務が具体的に何から生じるのか、明らかにはなっていない。

(2) 人権法における救済に関する先行研究においても、国際的な人権保障制度において取られた救済措置の具体的内容について類型ごと（違反宣言判決、金銭賠償、事実調査など）に分析されてはいるが、将来的違反の再発防止としての救済の意義については、検討対象とはなってきたはいなかった。

(3) 国家責任法の観点からの研究では、人権などの普遍的価値についての国際義務の履行を「確保する」義務を想定すると、その文脈で将来的な再発防止の効果がある一般的な措置を国家に求めることに、固有の意義を期待できると指摘されてはいるものの、ICJ

の *LaGrand* 事件や *Avena* 事件においても、再発防止を目的とする一般的救済措置の法的根拠は述べられていない。

(4) さらに国際人権条約により設けられている個人申立・通報制度については、制度目的、個人訴権の保障に照らして、(被害者が請求していない) 一般的救済措置の付与を国家に義務付ける法的根拠は何であるかが、重要な問題であると考えられるにも拘わらず、それを正面から取り扱う研究が十分に行われてきたとは言えない状況であった。

## 2. 研究の目的

(1) 本研究の目的は、人権侵害に対する救済付与という国際的人権保障制度の最終的な目標について、①国際人権法において想定されている救済概念とは何を意味するのか(概念の射程)、また、②人権条約を基盤とする今日の国際的人権保障手続において、それら人権条約の締約国は、救済付与にあたっていかなる性質の義務を負うのか、また何を根拠に義務を負うのかを明らかにすることであった。

(2) とりわけ欧州人権条約制度においては、個人からの申立事件の件数が飛躍的に増加し、それらを効率的に処理しなければならないという現実的な要請から、類似の事件のなかから一つの事件を抽出し、それを審査したうえで、残りの事件についても、具体的な一般的救済措置を当事国に対して命じる手続

(パイロット手続)が導入されている。パイロット手続自体は、議定書の発効により条約規定の根拠を有したが、それはあくまで手続の根拠である。本研究は、一般的救済措置をとる義務が、人権条約の規定から導かれるものか、あるいは一般的に、国際違法行為の法的効果として国家責任から導かれるものであるのかを解明することを試みるものであった。

### 3. 研究の方法

(1) 一般的救済措置の法的根拠を探るため、まずは第一段階として、国際人権条約(保障手続)において、人権侵害に対する「救済」概念に着目する。理論的側面からの考察として、関係する人権条約(主として個人の権利救済制度を具備している欧州人権条約、自由権規約、人種差別撤廃条約など)の条約規定における救済付与の位置づけとその射程について、条約起草時の議論などを参照しつつ、検討する。また実践的側面からの考察として、上記の条約実施機関が、被害者からの申立・通報審査において、適当な救済の範囲をどのように解釈しているのかについて、先行研究の成果も活用しつつ整理をはかる。その作業の結果から、理論と実践(実務)との間の相違点があればそれを明らかにする。

(2) 第二段階の作業として、条約実施機関が、個人申立・通報制度において、個人被害者への個別的救済のほか、一般的救済措置を講じることを締約国に要請している実態から、ある被害者が自らの侵害への是正・救済を請求する手続において、一般的救済措置を確保する義務が、条約上あるいは国家責任法上、何を根拠とするのかを検証する。具体的には、救済に関する条約規定については、

例えば自由権規約については、特に第2条2、3などが関連し、欧州人権条約については第13条などがあげられるが、いずれも国際的手続にかかる前の締約国内での権利保障についての規定であると考えられるため、国際的手続の結果、当事国が負うことになる一般的救済措置の根拠となりうるかを検証しなければならない。

(3) また、条約規定からは直接導かれないという場合、国家責任法の文脈(例えば国家責任条令第30条(b)国家違法行為の法的効果としての再発防止義務)にそくして議論するとしても、基本的に個別の被害者と締約国との間の権利義務に基づいて処理される個人申立・通報制度の枠組み内で捉え直すことができるかを明らかにする必要がある。(国家責任条文中に規定されている違法行為に対する賠償規定に関しても、一般的救済措置は含まれていない。)この二段階の考察過程では、国家責任条文中の規定内容および構造自体の問題点も踏まえる必要がある。

### 4. 研究成果

(1) 2011年度においては、まず欧州人権条約上の実行を素材として、欧州人権裁判所の判決履行に関する欧州評議会閣僚委員会における対応について、その報告書や会議録などから、日本において予備調査を行うとともに、欧州人権裁判所への現地調査も実施した。また国際法及び憲法の研究者によって構成されている「欧州人権裁判所判例研究会」において、複数回の報告を行うとともに、他の報告を聴取することにより、欧州人権条約締約国が、人権裁判所判決により指示された一般的救済を、国内的に実施しようと様々な方法を試みていることが明らかになった。

(2) 2012 年度においては、前年度に引き続き欧州人権条約についての実行を検討するとともに、その比較検討の対象として、国連人権諸条約における勧告の実施状況について調べるために、ジュネーブ国連本部や国連高等弁務官事務所を訪ねる現地調査を行った。条約締約国における勧告の履行状況について、関係者への聞き取りなどを行った。

(3) 欧州人権条約制度では、パイロット判決手続の導入や、欧州評議会閣僚委員会および欧州人権裁判所による、欧州人権裁判所判決の履行監視が一層強化されている。閣僚委員会による判決履行についての審査状況や締約国との協議状況を、決議などの資料をもとに検討した結果、欧州人権条約の締約国は、人権裁判所判決により指示された一般的救済の国内的履行に最大限の努力を払っているものの、必ずしも実現できていないことも明らかになった。

(4) 締約国が一般的救済を、国家責任法からの帰結として位置づけているとは結論づけられず、人権裁判所および欧州評議会閣僚委員会との間の、協力・(むしろ)緊張関係に基づく状況であると考えられる。

現時点の結論では、国家の一般的救済確保義務は、何らかの共通の法的根拠を伴うものというよりは、判決(決定)の法的拘束力の有無、そしてその判決(決定)履行を強制化する機関の存在に依ると考察した。

以上の検討を踏まえた上で、さらに考察を加え、本研究に関する包括的な論稿を執筆予定である。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に

は下線)

[雑誌論文] (計 2 件)

① 前田直子、「国際義務の『継続的侵害』概念－手続的義務にかかる時間的管轄についての一考察」『京女法学』(京都女子大学) 第 1 号、201-226 頁、2011 年、査読なし

② 前田直子、「ヨーロッパ人権裁判所の新展開－補完性原則の変容?」『研究紀要』((公財)世界人権問題研究センター) 第 16 号、1-19 頁、2011 年、査読なし

[その他]

ホームページ等

<http://gyouseki-db.kyoto-wu.ac.jp/Profiles/2/0000175/profile.html>

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

前田 直子 (MAEDA NAOKO)

京都女子大学・法学部法学科・講師

研究者番号：80353514

### (2) 研究分担者

なし

### (3) 連携研究者

なし